

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける男性被害者の支援に関するアンケート取りまとめ

1. 実施日：2023年9月21日から同年10月23日
2. 対象先：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター54団体のうち、神奈川県「男性及びLGBTs被害者のための相談ダイヤル」と佐賀県「佐賀県立男女共同参画センター・生涯学習センター（アバンセ）」（さが「mirai」と担当部署が共通のため）を除いた52団体
3. 回答数：51団体

問1 貴センターでは、男性の性被害において、男性被害者の支援は可能ですか。該当する番号1つに○を付けてください。

この設問は、支援の実績があるか否かの質問ではありません。支援実績がなくとも男性被害者の支援が可能な場合には1を、男性被害者から相談を受けても断らざるを得ない場合には2を選択してください。

また、ここでいう支援には、相談・カウンセリング等の心理的支援、医療的な支援、捜査関連の支援、法律的支援など、総合的な支援をいずれも含みます。

ただし、関係機関を紹介するのみである場合には、3を御選択いただき、関係機関名も併せて記入してください。

1	センターとして男性被害者の支援が可能	47
2	センターとして男性被害者の支援は不可能	2
3	センターとして男性被害者の支援は不可能だが、関係機関の紹介は可能	2
	未回答	1

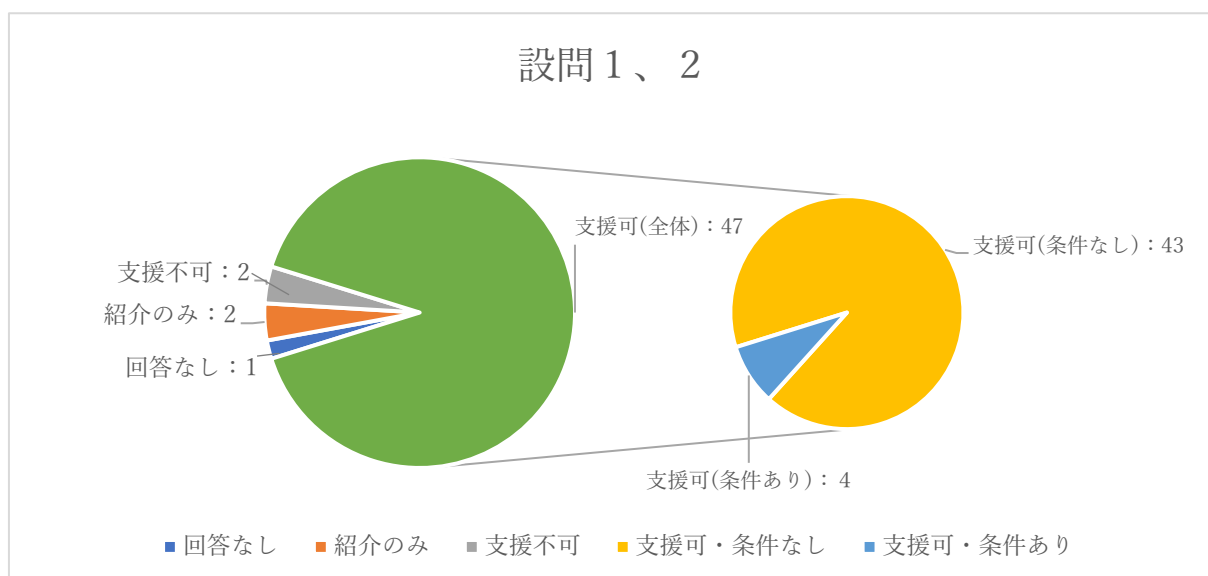
問2 （問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ）男性の被害相談について、支援の対象となる条件はありますか（対象者の年齢など）。

条件なし	43
条件あり	4

【条件の内容】

- ・未就学、学童男児。被害女性（女児）と共に受けた被害男性（男児）。その他個別の応相談の上で特別支援学校男子生徒等。
- ・高校3年生（児相対応年齢）まで
- ・電話相談のみ実施している。

・医療支援は、15歳以下（小児科で診療可能な年齢）が対象。相談については、性別、年齢に関係なく受けている。

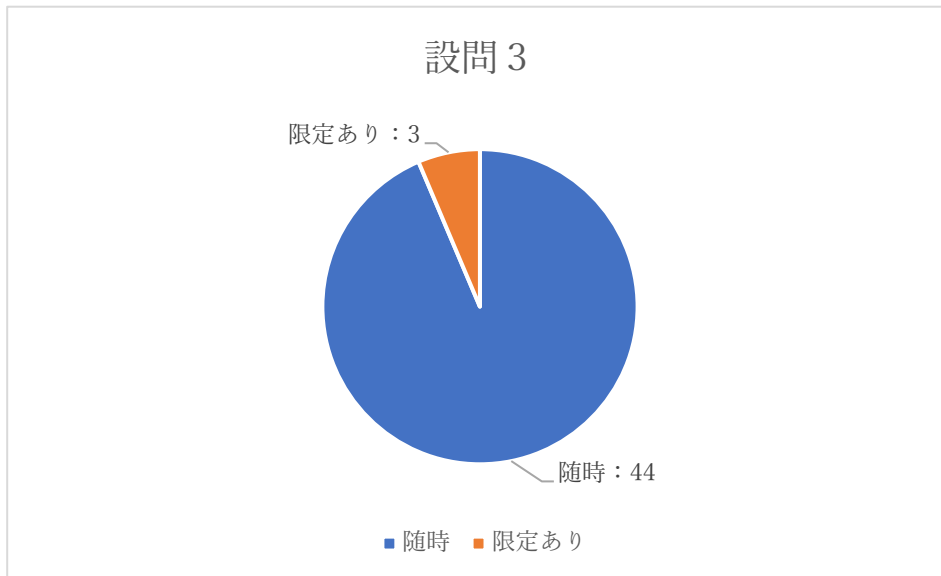


問3 （問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ）
 男性の被害相談について、随時行われているのでしょうか。もしくは、曜日や時間帯等、限定して行われているのでしょうか。該当する番号1つに○を付けてください。また、2を選択した場合は、限定の内容も併せて記入してください。

1	随時行っている。	44
2	曜日、時間帯等、限定して行っている。	3

【限定の内容】

- ・夜間、休日はコールセンターに転送。
- ・①基本男性診療確認の上、外来泌尿器科にて②未就学～小学生で産婦人科で対応できる時は24時間対応可
- ・男性から相談があった場合に、専門の相談員につなぐ



問4 (問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ)
 実際に、男性の性被害に対する支援を行った実績はありますか。実績がある場合には、2018年度から2022年度までの男性の被害相談を受けた件数（男性が被害者となった事案）について、年度別（各年4月から翌年3月までの合計件数）で御教示ください。別途、集計されているデータを添付して下さっても構いません。0件の場合は「0」と書いてください。

なお、件数欄には相談件数の延べ人数を記載してください（同一人物について複数回の相談があった場合は複数回を計上してください。）。

また、件数のみではなく、被害者の属性等について、集計したデータをお持ちであれば、併せて資料を添付して御提供いただけると幸いです。

※公表不可の団体多数のため、集計結果も公表しないこととした。

問5 (問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ)
 女性の被害者と、男性の被害者がセンター内で遭遇しないように工夫されている点がありましたら、御教示ください。

- ・センター内に面談できる部屋は一つしかないため、センター内で遭遇するという事はない。
- ・性別にかかわらず、被害者同士の遭遇を避けるように日程調整している。
- ・相談室を別に設け、別々の入口を使用している。
- ・出入口から面接相談室までアコーディオンカーテンで仕切りをし、遮蔽している。
- ・男女問わず、被害者が遭遇しないようにしている。男児は主に母親との関係を安定させた上でつなぐようにしている。

- ・被害者の居住地近くの公的機関で面談等を行うため、被害者同士が遭遇することはない。
- ・連携している病院内に別室を確保することができる。
- ・性別にかかわらず、被害者が面接担当者、直接的支援担当者（付添支援等）以外の事務スタッフも含めて、第三者と出会わないよう配慮している。
- ・センターが設置されている病院には様々な診療科があり、本来老若男女が受診する場所であるため、特に女性と男性が遭遇しないような工夫等は行っていない。
- ・支援コーディネーターが、他の相談と重ならないよう面接日時を調整している。それでも重なる場合には、別階の面談室等を使用して、顔を合わせることがないように工夫している。

問6 （問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ）
男性に対する被害者支援について、女性に対する被害者支援とは異なる点がありましたら、その内容を御教示ください。

- ・被害者の希望により、相談対応者の性別を指定できるようにしている。
- ・男性相談員への相談希望がある場合は、その配置がないため、性被害等に知識のある男性職員が対応を行うこととしている。
- ・相談員は女性なので、男性被害者の場合は、女性に対応しても支障がないか確認している。
- ・電話相談時においても、「このまま女性担当者が話しを伺っても良いか」と確認している。
- ・男性相談員のオンライン相談が可能。
- ・男性相談員を直接的支援メンバーに加える。
- ・弁護士紹介の場合、担当弁護士の男女の希望を聞いて紹介している。
- ・カウンセリングで、男性カウンセラーを希望する場合は、調整も可能である。
- ・年齢や被害内容に応じ、必要であれば外科医、小児科医などの男性医師の協力を得ている。
- ・肛門科医師と連携している。
- ・紹介する医療機関が肛門科や泌尿器科となる。
- ・受診先として泌尿器科や肛門科の場合は、性暴力案件に慣れていないことが多いと思われるので、慎重に丁寧につなぐようにしている。関係機関との連携においても同様。
- ・診察は泌尿器科のため、平日外来時のみ（他は応相談）とする。産婦人科で診察できる男児、未就学児は24時間常時受け付けるが、事案によっては、複数の医師で対応する等している。

- ・ 肛門科、泌尿器科、感染症外来の開拓。H I V検査が重要になることを説明。
- ・ 基本的には性差なく対応している。ただし、身体特性に応じて、女性の場合は避妊薬の投与、男女とも被害直後の検体採取など、医療的な処置は実施している。その他、心理的支援、法的支援は本人の意思を大切にしながら支援している。
- ・ 性別という画一的な区別ではなく、「その方、その方にあわせて対応をする」という配慮をしている。
- ・ ゲイ、バイセクシャル男性の被害者に対して、専門のコミュニティセンターを紹介するなどしている。
- ・ 男性被害者支援については、被害者本人の支援もあれば、被害者が男児で母親や父親、また祖父母を支援対象とすべきケースも多いことに留意している。
- ・ これまで、男性からの相談事案の内容は、過去の被害のフラッシュバックの辛さの相談がほとんどである。男性被害者の特徴として、①女性以上に相談することのハードルが高い、②（男性が性暴力に遭うということに対して）恥じるという意識が強いので、そのことを念頭におき言葉かけを行うようにしている。
- ・ 男性被害者の心理は女性とは異なること（性被害にあったことでアイデンティティが揺らぐ、男性被害者のほうが家族に知られることを強く拒む等）を、支援員自身が理解して、支援時に念頭におくよう心掛けています。また、支援員自身に予断や偏見がないよう留意している（例：男性で会社勤めをしている＝経済的にはあまり問題がないと思ひこむ等）。
- ・ 相談へのハードルが高いと考えられるため、ホームページにおいて男性被害者に向けた相談の案内を行うなど、男性被害者でも支援が受けられることについて積極的に周知を図っている。
- ・ 支援で異なる点は、心理教育でトラウマの影響を伝える際に、男性の場合は男性特有の反応等の説明を行うことになる。また、被害が不同意性交等の場合、女性であれば緊急避妊措置を受けるために産婦人科等を受診するが、男性の場合は傷の手当てと証拠採取、性感染症検査のために泌尿器科や大腸肛門科を受診する点が異なる。

問7 （問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ）
 男性の性被害に対する支援について、研修等を実施していますか。研修等を実施しているのであれば、簡単な研修内容やどのような方に講師を依頼されているのか、その内容を御教示ください。

- ・ センターで企画、運営している性暴力被害者診療支援看護職養成講座の中で、「男性被害者支援」として、泌尿器科医師の講義、男性被害者当事者でもある相談員の講義を組み込んでいる（相談員は原則として全員受講）。
- ・ 過去2回、男性、LGBTQ被害者への対応について、NGOレイプクライシスネ

ットワーク代表に講師を依頼し、当センター被害者支援活動員の研修を開催した。

- ・全国被害者支援ネットワークのシンポジウムを視聴。また、子どもの性被害（男児を含む）ということで、上智大学准教授にご講義いただいた。

- ・専門の泌尿器科医を講師に招き、男性の被害対応について研修実施。

- ・次の研修を実施【男性被害者当事者を講師に迎え、男性被害者の置かれた現状と課題について学ぶ。】【男性相談のみを受けている相談機関から講師を迎え、男性被害者への相談対応を学ぶ。】

- ・「男性の身体、男性の生理、男性の被害者」についての講義。講師：滋賀医科大学医学部看護学科教授。

- ・支援員養成講座や支援員向けステップアップ講座で、男性被害者当事者や当事者男性でカウンセラーの方などに講義してもらっている。

- ・性暴力救援センター全国連絡会の研修。日赤なごや（なごみ）の医師による研修。

- ・次の研修を実施【男性、少年への性暴力の実態と支援】講師：カウンセリングオフィス pomu 代表【男性からの相談への思い込みや身構えについて】講師：臨床心理士2名

- ・「男性／LGBTQ Aに対応する性暴力被害相談」講師：Broken Rainbow-Japan

- ・実際に男性の性被害支援をしている医師や臨床心理士等による講演会に参加している。医学的にどういった処置が必要でどの科で対応できるのかといった点や、男性の心理的葛藤の特性等を学ぶ。

- ・内閣府等のオンライン研修を受講。その他、男性への性暴力の実情と支援の必要性をテーマに自助グループ主催者を講師に招いた研修の実績あり。

- ・泌尿器科の医師から被害者対応の実体験について研修を受けた。

- ・養成講座（入職者対象）にて、男性及びLGBTQの方に対する相談、支援について研修を行っている。

- ・性暴力救援センター全国連絡会が行う研修や、内閣府が行う性暴力配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修等で、男性の被害者に対する支援についての研修を受講している。

- ・次の研修を実施【男性被害者当事者を講師に招いて、男性の被害の特徴や対応するときのポイントなどを学習。】【泌尿器科医を講師に招いて、医療現場からみる男性の性被害について研修】【LGBTQの当事者団体から講師を招いて研修】

- ・日赤なごや（なごみ）センター長による研修、一橋大学大学院社会学研修科教授による研修。

- ・男性被害者について単独の研修ではないが、研修の中で特に配慮が必要なケースとして、「多様なセクシュアリティ」「子ども」「セックスワーカー」「男性」を取り上げている。

問8 (問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ)
男性の性被害に対する支援に際して、運用上お困りのことや今後の検討課題など
はありますか。問題点・課題点等がありましたら、その内容を御教示ください。

① 場所の確保

- ・急性期の支援依頼があった場合、面談場所の確保の課題がある。
- ・男性の相談員のための新たな場所の確保が困難である。
- ・待合の確保に課題がある。

② 人員

- ・人員の確保。
- ・女性の支援員しかいない。

このため、相談者が男性の支援員を希望した場合、対応できない。

- ・常に男性相談員がいるわけではない。

このため、男性相談員がいない時に連絡があった場合の対応が課題。

(折り返しの対応を拒絶されたことがある)

- ・男女ペアでの相談員を確保すると安全上の問題が生じる。特に夜間。
- ・男性の性器や性行為の詳細について女性支援員が聞くことに抵抗がある。

③ 医療機関

- ・産婦人科以外の提携医療機関がない、あるいは少ない。
- ・泌尿器科の協力医はいるが他科(肛門科・外科・内科)の協力医がいない。

このため、泌尿器科の医師が不安を感じている。

- ・心理支援(トラウマ治療等)ができる医師がいない、見つからない。特に、子どものケアのできる児童精神科医が不足している。

- ・カウンセラーの確保。
- ・協力医はいるが県内(都府県内)全域を網羅できていない。
- ・協力医の支援実績(実例)がないため、連携に不安がある。
- ・対応してくれる医療機関がない。
- ・どこの医療機関に行けばよいかわからない。

- ・男性から男性への加害行為の場合、被害者が男性医師を怖がることもある。

・性被害後トラウマ治療を行える医師が少ない。男性被害の理解が乏しい場合、二次被害を受ける可能性がある。医師会では性被害の対応に関する研修は行われているが、精神科医の参加は少ないと感じているため、精神科医への理解を今後どのように進めて良いか課題である。

- ・男性に限らないが、産婦人科以外の医療機関において、性犯罪被害者への対応要領が浸透していない

- ・産婦人科以外の医療機関の理解が十分でない。
- ・急性期における医療機関との連携が不十分である。

④予算

- ・支援をしたいが予算がない。財政的に厳しい。

⑤経験等

- ・具体的支援経験がないため、不安がある。

⑥その他

- ・男性相談者の中にいたずらと思われる話をする人がいる。

このため、対応に苦慮しているし負担となっている。

- ・被害者自身に男が被害にあうのは情けないという思い込みがある。

このため、相談後のサポートへのハードルとなっている。

- ・行政機関の理解が十分でない。
- ・男性カウンセラーを希望すると、自己負担が発生する場合がある。
- ・男性性被害者の支援に年齢制限を設けている（子どもだけ等）。
- ・遠方の地域の被害者から電話相談が入り、その方の居住地域で支援を続けるよう勧めたいが、先方の地域のワンストップ支援センターが「女性のための…」とホームページに記載されているなど、男性被害者の対応が可能か不明なことがある。

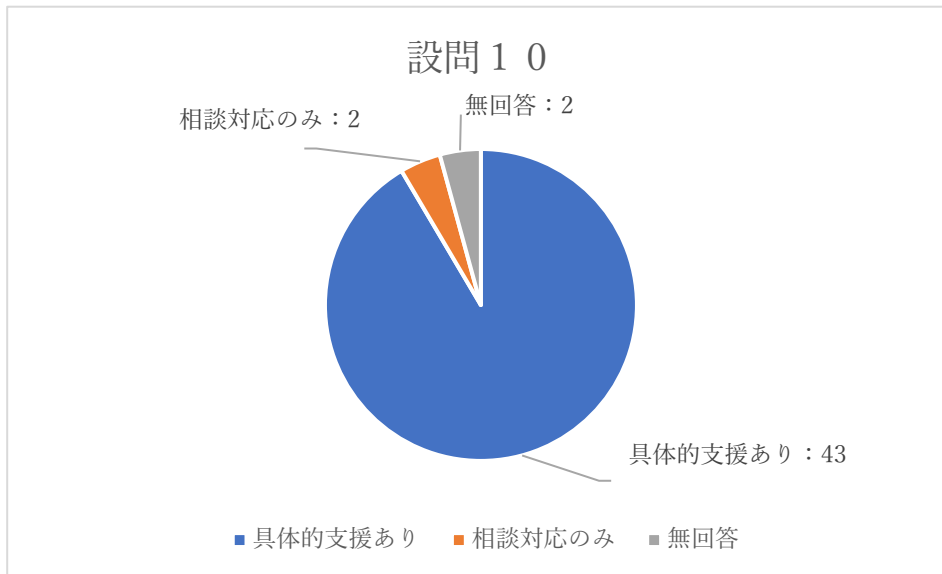
問9 （問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ）
性的マイノリティの方（LGBTQs）の性被害に対する支援に際して、配慮をしている点がありましたら、その内容を御教示ください（女性被害者にも男性被害者にも支援を行っているセンターとして、性的マイノリティの方への配慮や工夫について御教示ください。）。

- ・男女、性的マイノリティに関係なく被害者が何を望んでいるかという視点で支援している。
- ・性別で決めつけない支援を心掛けている。
本人からの申告がないと性的マイノリティの方が不明なまま対応することがあるため
- ・（性別等について）思い込みで推定して支援をして二次被害を与えないように配慮している。
- ・男性と思われる声でも話の内容から相談を受け止めて被害内容を聞き取るようにしている。
- ・相談員の養成講座で性的マイノリティに関する講義を実施している。
- ・性的マイノリティの知識を持って対応している。

- ・多様なセクシュアリティに関する研修を実施した。
- ・性的マイノリティの方に対する支援方法に関する研修がほとんどないため、相談員が自主学習している。
- ・相談員自身が個々の性に対する信念・態度・価値観を自己理解し、その価値観を柔軟なものにしていくという視点を組織として持つようにしている。
- ・相談員会議の中で性的マイノリティ受ける性被害について検討・対応を協議した。
- ・性別違和を感じている方を診察している医療機関と提携している。
- ・性的マイノリティの申告を受けた際、そのことを本人の了解を得て、捜査機関や支援をする弁護士に伝え、配慮を求めた。
- ・対応時に「あなたのことをどのようにお呼びしたよいか」と尋ね、呼び方を確認し、支援中は当該呼び方で呼ぶようにしている。
- ・性的マイノリティの方が相談しやすいようにホームページを工夫している。
- ・地域の支援団体、当事者団体との関係づくりをしている。
- ・相談員の性別の希望確認をしている。
- ・性的マイノリティかどうかで特別な配慮はしていない。そのことでトラブルになったこともない。
- ・他の相談者と同様の支援をしている。
- ・特に異なる配慮は必要ないと考えているが、医療機関等につなぐ場合には性的マイノリティに理解のある医療者につなぐようにしている。もっとも、性的マイノリティに理解のある医療者が少なく、ネットワークを作ることに難しさを感じている。
- ・だれでもトイレを設置している。
- ・トイレは障がい者用トイレを案内している。
- ・男性支援をしていないが、性自認が女性であれば支援をしている。
- ・性的マイノリティの支援経験がないため回答できない。

問10 (問1で、「センターとして男性被害者の支援が可能」と回答されたセンターへ)
 男性の性被害に対する支援方法として、相談対応以外の具体的な支援を行っていますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1	相談対応以外の具体的支援あり	43
2	相談対応のみ	2
	未回答	2



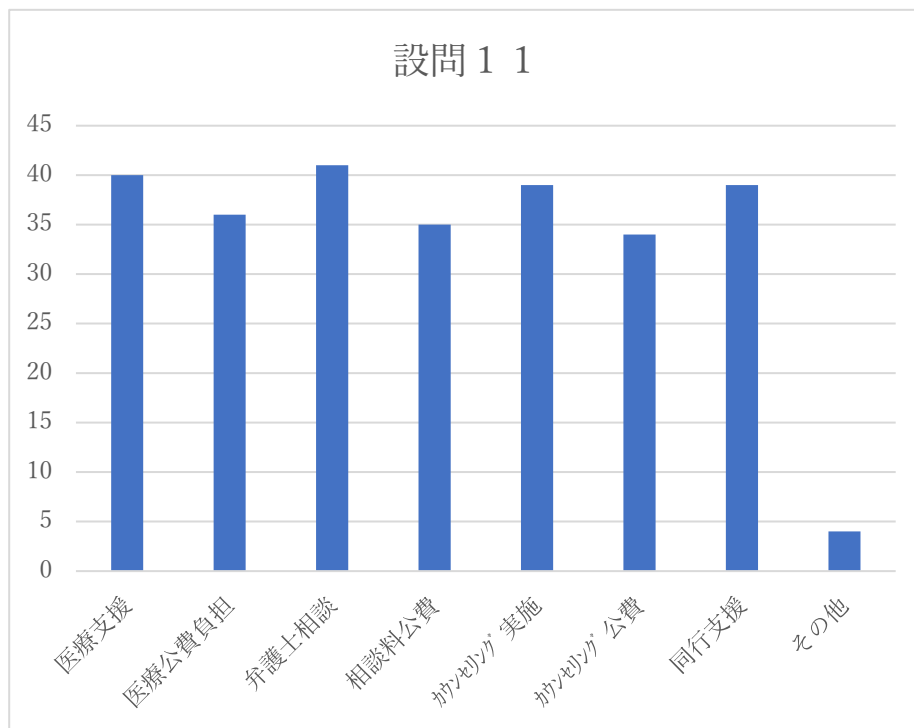
問 11 (問 10 で、「相談対応以外の具体的支援あり」と回答されたセンターへ)

男性被害者に対して実施している支援内容について、該当する番号全てに○を付けてください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

1	医療支援（医療機関との連携含む）	40
2	警察に申告しない場合の医療費公費負担	36
3	弁護士相談の実施	41
4	弁護士費用（法律相談料等）の公費負担	35
5	臨床心理士等によるカウンセリングの実施	39
6	カウンセリング費用の公費負担	34
7	関係機関への同行支援	39
8	その他	4

【その他の内容】

- ・ 捜査関連支援（警察への申告・相談）
- ・ スクールカウンセラーへのアドバイス、学校管理職との連携、教育委員会との連携、警察との連携、裁判付き添い、代理傍聴 他
- ・ メール相談



問 1 2 (問 1 1 で、「医療支援」と回答されたセンターへ)

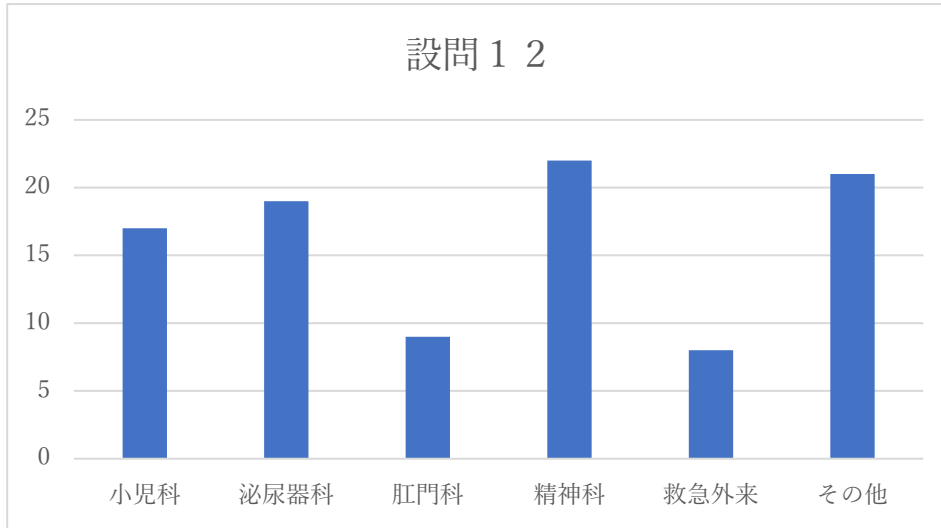
男性への医療支援として、どのような診療科と連携していますか。該当する番号 全てに○を付けてください。また、その他を選択した場合は、具体的内容も併せて記入してください。

1	小児科	17
2	泌尿器科	19
3	肛門科	9
4	精神科	22
5	救急外来	8
6	その他	21

【その他の内容】

- ・拠点病院が総合病院のため、複数科ある
- ・連携とまでは言えないが、個別に対応し、条件により公費負担することは可能
- ・産婦人科で年少者是对応あり
- ・連携協力病院（産婦人科）の1つに、男性被害者であっても診察してもらえる病院がある
- ・婦人科
- ・感染症外来
- ・協力医療機関（総合病院）内の診療科（ケースにより科は異なる）
- ・外科

- ・ 消化器外科
- ・ 歯科口腔外科
- ・ 耳鼻咽喉科



問 1 3 (問 1 0 で、「相談対応のみ」と回答されたセンターへ)

男性被害者に対する支援方法として、相談対応以外の具体的な支援を行うことが困難な事情があれば、その理由を御教示ください。

- ・ 病院との協定書。
- ・ 県警とは泌尿器科受入 OK と今年度話し合った。
- ・ 予算が全くなく、相談事務作業困難。・ 予防啓発へ動きたいがアウトリーチできていない。
- ・ ワンストップセンターを婦人相談所に設置しているため、男性被害者の直接支援が困難である。

問 1 4 (問 1 0 で、「相談対応のみ」と回答されたセンターへ)

男性被害者に対する相談方法として、どのような相談に対応していますか。該当する番号 1 つに○を付けてください。

1	来所しない相談（電話、メール、SNS 等による相談）にのみ対応	2
2	来所相談にのみ対応	0
3	来所相談、来所しない相談、いずれにも対応	0

問 1 5 (問 1 4 で、「来所しない相談にのみ対応」と回答されたセンターへ)

男性被害者の来所による相談に対応できない事情があれば、その理由を御教示ください。

- ・ 婦人相談所にセンターを置いているため、男性の来所による相談対応が困難。

問16（問1で、「センターとして男性被害者の支援は不可能」又は「センターとして男性被害者の支援は不可能だが、関係機関の紹介は可能」と回答されたセンターへ）
男性の被害相談の支援を行うことに対し、困難な理由がありましたら御教示ください。なお、男性被害者の支援を検討しているセンターにおかれましては、その検討状況につきましても御教示ください。

- ・男性被害の相談を断っているわけではないが、現状、専門相談員がいない。連携できる医療機関もない。
 - ・男性被害者への支援のノウハウがないので、研修を国などで主催すべき。泌尿器科など男性をつなぐ医療機関がないため、現時点では支援困難である。
 - ・支援体制マニュアル未作成。院内含め、安全対策が準備中（院内ポリスに頼っている）。支援員不足。予算不足。
 - ・男性被害者についても支援の必要性は十分認識している。当センターにおいては、男性相談について電話相談のみで対応している。閉鎖的な空間であること、女性被害者・関係者と接することのないよう配慮ができる適切な待合室がない、支援員の安全性が確保できないことなどハード面での問題がある。
- また今後、男性被害者の支援を行うこととなれば、対応できる協力病院の確保・連携、緊急医療時の公的負担、法律相談など基盤が整っている女性被害者と同様の支援が必要となるところ、そのためには国からの交付金の拡充が不可欠である。
- ・当ワンストップ支援センターは、女性相談センター内に設置されており、設立当初より女性被害者のみ対応としている。女性相談センターにはDV被害女性が来所されるため、DV被害男性の相談を受ける際にも他施設を利用する等最新の注意を払っている。また、相談対応が可能な男性職員を配置する予定はなく、相談環境、職員体制の面から男性性暴力被害者の相談を受けることは困難である。男性から相談があった場合は、犯罪被害者サポートセンター、警察、SNS相談を案内している。

問17（問1で、「センターとして男性被害者の支援は不可能」又は「センターとして男性被害者の支援は不可能だが、関係機関の紹介は可能」と回答されたセンターへ）

性的マイノリティの方（LGBTQs）の性被害に対する支援に際して、配慮をしている点がありましたら、その内容を御教示ください（女性被害者のみを支援の対象としているセンターとして、性的マイノリティの方への配慮や工夫について御教示ください。）。

- ・相談件数は多くないものの、被害者の同意を得て関係機関に協力を依頼した事案が

ある。相談者に寄り添った支援を心掛けている。

・相談があった場合には、「性的マイノリティの方についての専門機関ではないので話を伺うことしかできないがよいか」と確認した上で話を聞き、上記に了解が得られなかった場合は他の専門機関を案内している。